

一般職の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月10日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

津幡町規則第3号

一般職の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与の支給に関する規則（昭和33年津幡町規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2号中「年額130万円以上」の次に「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。